

第16回 議会改革特別委員会の概要

○開催日時:平成26年9月12日(金)午後1時15分～午後4時

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、管野恭子、
佐久間儀郎、山田裕一

○欠席委員:澁谷政義、

○傍聴者:伊藤勝美議員

1. 議会基本条例素案の修正について

◆第2回議会基本条例研修会での中尾修東京財団研究員からの意見を参考に、条例素案(たたき台)の修正について検討しました。

【一問一答及び反問権】

→反問権を本会議のみでなく、常任委員会及び特別委員会にも適用させるよう条文に明記する。

【自由討議の保障及び拡大】

【専門的知見の活用】

【議員研修の充実強化】

→「努める。」という言い方が多いので、言い切るようにする。

【政務活動費の交付及び公開】

→ホームページで公開することを条文に明記する。

※前文を含むこれらの素案(修正案)を、9月16日に開催する議会基本条例策定委員会で市民委員に諮ることとしました。

2. 基本条例運用基準等の作成について

◆議会基本条例を施行していくため、次の項目について具体的な基準等の作成を行います。

【一問一答及び反問権】

→基本条例運用基準に規定する。

①一問一答は、2月定例会から試行している質問と答弁を一問ずつ繰り返すやり方を、正式に採用することとする。

②反問は、論点・争点を明確にするための質問であれば、その適用範囲を限定しないこととする。

③これまで、同一の質問につき2回までだった、市長等の反問の回数は、制限しないこととする。

【市長提案政策等の詳細説明】

→基本条例運用基準に規定する。

- ① 詳細説明を必要とする政策とは、中長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業をいう。
- ② これらの政策等に関し、市長が全員協議会で説明する場合には、条例に掲げる事項の説明を求めることとする。

3. その他

- ◆ 次回は、平成26年9月16日(火)議会基本条例策定委員会終了後に開催(予定)することになりました。